

運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づくスマイル運営規程（共同生活援助）

（事業の目的）

第1条 株式会社スインレッドが設置するスマイル（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第68号。以下「基準」という。）第108条第2号に規定する共同生活住居をいう。）において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居音確保に係る支援その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び基準に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
- 4 事業所は、精神科病院等から地域生活への移行を希望する利用者に対し、個別支援計画に基づき、退院に向けた支援、関係機関との連絡調整及び地域生活への定着支援を行うものとする。
- 5 前項の支援にあたっては、医療機関、指定特定相談支援事業者その他関係機関と連携し、利用者ごとの状況に応じた個別支援を重点的に実施するものとする。
- 6 これらの支援は、共同生活援助計画に基づき実施するものとする。
- 7 事業所は、地域生活への移行を希望する利用者に対し、当該利用者ごとの状況に応じた個別支援を重点的に実施する体制を整備するものとする。
- 8 事業所は、医療観察法に基づく通院医療の利用者及び刑務所出所者等のうち、地域における生活への移行及び定着に特別な支援を要する者に対し、個別支援計画に基づき、相談援助及び日常生活支援を実施するものとする。また、保護観察所、医療機関、地域生活定着支援センター、相談支援事業所その他関係機関と連携し、再犯防止及び安定した地域生活の継続を図るための支援体制を整備するものとする。さらに、当該支援の実施状況について記録を作成し、定期的に評価及び見直しを行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 スマイル

(2) 所在地 千葉市花見川区幕張本郷2-9-13-820

(3) 共同生活住居（本体住居）

	名 称	類 型	所 在 地
①	スマイル幕張本郷8番館	本体住居	千葉市花見川区幕張本郷2-9-13 718, 817, 818, 820
②	スマイル西千葉11番館	本体住居	千葉市稲毛区緑町2-6-16 406, 506, 507, 703A
③			
④			
⑤			

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、基準で定める員数を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に対し、基準に定める共同生活援助の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤職員 1名）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

(ウ) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うこと。

(エ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。

(オ) 共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当

たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、当該利用者の生活に対する移行等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めること。

（カ）共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。

（キ）共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付すること。

（ク）共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。

（ケ）利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（コ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（サ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）世話人 ３名以上（常勤職員 １名、非常勤職員 ２名）

世話人は、生活上の相談や食事の提供等、日常生活を適切に援助する。

（４）生活支援員 １名以上（常勤職員 １名）

生活支援員は、入浴や排せつ、食事等の介護を行う。

（入居定員）

第５条 事業所の入居者の定員は、８名とする。

内訳

共同生活住居の名称	定 員
スマイル幕張本郷８番館	４名
スマイル西千葉１１番館	４名

（共同生活援助を提供する主たる対象者）

第６条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）精神障害者

（４）難病等対象者

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 食事や入浴、排せつ等の介護
- (9) 自立した日常生活を希望する者に対する日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談
- (10) 精神障害者の地域移行支援（退院支援、生活定着支援、関係機関との連絡調整を含む）
- (11) 地域生活への移行及び定着に特別な支援を要する利用者に対する支援

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 利用者の入居に当たり、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 入居事務手数料 60,000 円

入居契約の締結、入居に係る事務手続、鍵の作製及び引渡し、居室整備その他入居準備に要する費用として、入居時に 60,000 円を徴収するものとする。入居事務手数料は返還しないものとする。

4 次に定める費用については、毎月 10 日に当該月分を利用者から徴収し、徴収し、徴収した月を含む年度末（3 月末）までに精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

<スマイル幕張本郷 8 番館>

【ワンルーム型 718, 817, 818, 820】

- (1) 家賃 月額 43,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,400 円)
- (2) 光熱水費 月額 12,000 円 (体験的な利用の場合 日額 400 円)
- (3) 希望者のみ夕食提供 1 回 650 円
- (4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)

<スマイル西千葉 11 番館>

【ワンルーム型 406, 506, 507】

- (1) 家賃 月額 55,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,900 円)
- (2) 光熱水費 月額 15,000 円 (体験的な利用の場合 日額 500 円)
- (3) 希望者のみ夕食提供 1 回 650 円

- (4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)

【ファミリー型 703A】

- (1) 家賃 月額 35,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,200 円)
(2) 光熱水費 月額 10,000 円 (体験的な利用の場合 日額 300 円)
(3) 食材料費 月額 30,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,000 円)
(4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)

- 5 前3項に規定する額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し電子メール又は手交にて交付するものとする。
- 6 第3項の費用の額に係るサービスの提供、第3項の費用以外の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 7 第3項の費用について、グループホーム本入居契約が終了しない状態での外泊、入院、行政(鑑別所・少年院・刑務所等)の拘束等でグループホームを不在にする場合、家賃、共益費、光熱水費、食材料費、日用品費の精算戻し入れはしないものとする。

体験入居期間中の途中帰宅・帰院等も上記と同様に精算戻し入れはしないものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。世話人不在時のコンロの使用は禁止とする。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者(体験的な利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

- 2 事業所は、体験的な利用者からの依頼を受けて、同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 1 1 条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 1 2 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、当該共同生活援助事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第 1 3 条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の作成）

第 1 4 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

（虐待防止に関する事項）

第 1 5 条 事業所は、事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）事業所における虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

（３）前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定及び設置

（４）成年後見制度の利用支援

（５）苦情解決体制の整備

（６）その他、虐待の防止等のため必要な措置

（身体拘束の禁止）

第16条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（苦情解決）

第17条 事業所は、提供した共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により千葉市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類のその他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して千葉市が行う調査に協力するとともに、千葉市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により千葉市が行う報告若しくは共同生活援助の提供の記録、帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して千葉市が行う調査に協力するとともに、千葉市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により千葉市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して千葉市が行う調査に協力するとともに、千葉市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（地域との連携等）

第18条 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

3 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が

事業所を見学する機会を設けるものとする。

- 4 事業所は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社スインレッドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

追記変更 令和6年8月1日実施。